

冠水したほ場の農作物は出荷してもよいですか。また、出荷の判断基準はありますか。

《概要》

1 可食部分が冠水した場合

- ・生食用として出荷することは、控えてください。
- ・生食用でない場合も、洗浄できる物は十分に洗浄することや、加工用として出荷することを検討してください。
- ・明らかに食用として適さない農作物は、出荷を控えるようにしてください。

2 可食部分が冠水していない場合

- ・通常出荷と同様と考えます。

《留意点》

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」では、「食用として明らかに適さない物は、分別すること」などと規定されています。

《問い合わせ先》

担当部署	電話番号
県庁農産課 安全農業推進班	086-226-7422